

再意見書

平成21年9月8日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 KDDI株式会社

代表取締役社長 おの でら ただし 小野寺 正

メールアドレス

「競争セーフガード制度の運用に関する再意見の募集(2009年度)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

再意見提出者 KDDI 株式会社

| 意見提出者 | 該当部分 | 再意見 |
|-----------------------|--|--|
| 西日本電信電話株式会社(以下「NTT西」) | <p>【総論】</p> <p>○情報通信市場を取り巻く環境は、指定電気通信設備制度が導入されたり、NTTグループに係る累次の公正競争要件が設定された当時と比べると大きく変わっています。</p> <p><略>当時は、新規参入事業者が当社と同等のメタル回線やPSTN網を自ら構築し、市場に参入することは実質的に不可能であったため、当社の設備を開放し、接続条件を整備することが、競争を促進するための唯一の方法でしたが、IPブロードバンド時代においては、既存事業者も新規参入事業者も同じスタートラインからインフラ整備や技術開発に取り組んでおり、現に光ブロードバンドサービスでは、当社、電力系事業者殿、CATV事業者殿との間で健全な競争が進んでおり、また、WiMAX等の新たな技術を用いた高速無線アクセスサービスも本格的に提供開始される等、各事業者の創意工夫や努力によりIPブロードバンド市場が発展してきているところです。</p> <p>○このような環境下において、なお、従来の競争政策(ボトルネック設備を指定し、その設備を公定料金で内外無差別に貸し出しさせる仕組み)を継続した場合、自ら努力して設備を造るよりも、他人が努力して造った設備を借りた方が有利となることから、本来行われるべき「設備競争」は進展せず、特定の事業者の設備独占の上にサービス競争のみが展開される構造を変化させることはできません。</p> <p><略>、ここは従来の発想を転換して、新時代にふさわしい競争政策(あえて事態の推移を先回りした想定や懸念に基づく事前規制をかけず、各事業者に自由に事業展開を行</p> | <p>○本来は、競争が機能している限り、自由競争に委ねて、ユーザの利便性向上を確保すべきです。しかしながら、日本の通信業界は、歴史的経緯・構造上の問題があることから、固定通信網については公正競争確保のため最低限のルールを整備する必要があります。</p> <p>固定通信網は、1890年の逋信省による電話創業以来、全国的な整備が開始され、電電公社時代には「電信電話債券」「設備料」等の国民負担を仰ぎながら、国家政策的な取り組みとして現在まで100年以上もの間構築が続けられています。</p> <p>1985年の通信自由化により長距離市場への新規参入が可能となりましたが、NTT東・西は、電電公社時代に国民負担で全国あまねく敷設された線路敷設基盤を占有し、公社時代の巨大な加入電話の顧客基盤を保有したままの状況で、新規参入者との競争が導入されました。</p> <p>1999年のNTT再編成では、資本分離を前提とした再編成によりNTTのボトルネック独占解消による競争の促進等を目指した審議会答申にも関わらず、NTT東・西はボトルネック設備と顧客基盤を保有し、持株会社体制によりグループ連携を可能とする従来のNTT体制が実質的には維持されることとなりました。</p> <p>NTT再編以降も10年にわたって累次の措置・ルール整備が行われてきましたが、これらでは解決が困難な以下のような問題が現存します。</p> <p>■公社時代からのボトルネック設備(管路・電柱等の線路敷設基盤、加入系線路設備、局舎等)をNTT東・西が継</p> |

| 意見提出者 | 該当部分 | 再意見 |
|-------|--|--|
| | <p>わせるべきであり、万一それによって問題が生じたとしても、事後的に問題を解決する姿勢に徹する政策)に思い切って舵を切り、各事業者が自らのリスクで設備を設置し、技術を開発し、それぞれの創意工夫によりお客様のニーズに即したサービスを提供するよう促す競争環境を整備することで、お客様利便の向上、ICT産業の成長・拡大、ひいては我が国全体の経済の活性化、国際競争力の維持・向上を図るべきです。</p> <p>したがって、競争セーフガード制度の運用にあたっては、過去に導入された指定電気通信設備制度やNTTグループに係る累次の公正競争要件を緩和・撤廃する方向で抜本的に検証・見直しを行って頂き、各事業者が自由に事業展開を行うことができる環境を整備して頂きたいと考えます。(NTT西 p.1)</p> | <p>承したことにより、アクセス市場を独占していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 公社時代からの加入電話の顧客基盤を、NTT東・西が引き続き温存していること ■ 持株会社体制の下、アクセス市場を独占する強みを活かし、本来活用業務として認可すべきではなかったNGNを梃子に、グループ連携による放送・インターネット領域等の周辺領域への事業拡大が可能となっていること <p>NTT東・西のシェアは、100%独占から始まった加入電話市場で、四半世紀を経ても84.7%(2009年3月末現在)を占めています。更に、FTTH市場のシェアは、74.1%(2009年3月末現在)に達し、競争事業者とのシェア格差は拡大を続けています(*1)。また、固定アクセスの独占に加えて、NTTグループは、グループ各社による連携(一体経営)により市場支配力の領域を拡大しています。</p> <p>各事業者自らインフラ構築を行うことが可能な携帯電話市場では、設備競争が機能しており(*2)、事業者間の激しい競争を通じて新しい技術や様々なサービスが生まれてきていますが、固定通信市場では、上記のとおり歴史的経緯や解決困難な問題があるため、NTTグループによる独占回帰へと逆行しており、競争によってもたらされる、技術の進展に伴うサービスの多様化等のメリットを、国民が享受できなくなっています。</p> <p>なお、NTTグループは、NTT東・西が独占する固定アクセス網やNGNをどうするのか自らは考えを明らかにしていません。まさに、ここは従来の発想を転換して、新時代にふさわしいNTTの在り方をリーディングカンパニーとしてNTT自らが示し、将来に向けて日本の電気通信をどうしていくべきなのかという国民的議論に繋げていくことが必要と考えます。</p> |

| 意見提出者 | 該当部分 | 再意見 |
|--|--|--|
| | | <p>(* 1) FTTH市場では、NTT東・西のシェアは、58. 1%(2004年3月)から74. 1%(2009年3月)に上昇。</p> <p>(* 2) 2009年6月現在の契約数シェアでは、NTTドコモ: 50. 6%、KDDI: 28. 6%、ソフトバンク: 19. 3%</p> |
| <p>東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社（以下「NTT東・西」）</p> | <p>【1 指定電気通信設備制度に関する検証】 (1) 第一種指定電気通信設備に関する検証 ア 指定要件に関する検証／イ 指定の対象に関する検証</p> <p>○当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。(NTT東 p.2)</p> <p>○当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。(NTT西 p.2)</p> | <p>○情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月27日。以下「NGN接続ルール答申」といいます。)で整理されたとおり、NGN、地域IP網、ひかり電話網の指定は適当であると考えます。</p> |
| <p>NTT東・西</p> | <p>○世界で最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者は当社と同等の条件で独自にIP通信網を構築できる環境が十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していることから、当社のNGNをはじめとするIP通信網にボトルネック性はないこと。(NTT東 p.2)</p> <p>○他事業者がIPネットワークを自前で構築する際の素材となる基盤設備は、線路敷設基盤を含め、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、IPネットワークの自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は市中で調達することが可能であるため、意欲ある事業者であれ</p> | <p>○NTT東・西は公社時代から変わらず、ボトルネック設備と加入電話顧客基盤を持ち続けています。</p> <p>これまで局舎・管路・電柱への線路敷設に係るルール整備が行われてきましたが、実態は、NTT東・西はメタル回線敷設の際に道路占用および電柱添架の手続き、電柱添架ポイント・空き管路等の敷設スペースの確保を基本的に完了しており、光ファイバを容易に敷設できる一方、競争事業者はゼロからの敷設となり、多大な年月・稼動を要します。</p> <p>このようにIP化・ブロードバンド化時代においても、競争事業者はNTT東・西と同じスタートラインで競争が行えておらず、設備競争は一部の都市部で機能しているに過ぎませ</p> |

| 意見提出者 | 該当部分 | 再意見 |
|-------|--|--|
| | <p>ば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっている。</p> <p>現に、他事業者は独自のIPネットワークを構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得している。(NTT西 p.2)</p> | <p>ん。</p> <p>ボトルネック設備である固定系加入者回線と一体として設置されるNGNは、競争事業者の事業展開上不可欠であり、また、利用者の利便性の確保という観点からも当該ネットワークの利用が確保されることが不可欠であることから、その接続条件は、競争の促進及び利用者利便の増進の観点から極めて重要なものとなっています。</p> <p>○固定通信網は、逡信省時代に全国的な整備が開始され、電電公社時代には「電信電話債券」「設備料」等の国民負担を仰ぎながら、国家政策的な取り組みとして現在まで100年以上の間構築が続けられているものです。</p> <p>IP化・ブロードバンド化の進展によって、ボトルネック性のある固定系アクセス回線の重要性はこれまで以上に大きくなっています。</p> <p>メタル回線については、加入者まで敷設済みのNTT東・西メタル回線を競争事業者がそのまま利用できる条件で、ドライカップの開放ルールがタイムリーに整備されました。その結果、競争が有効に機能し、競争事業者主導でADSLが導入され、利用者利便の向上をもたらしました。</p> <p>NTT東・西は「他事業者は独自のIPネットワークを構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得している」としていますが、競争の中心はADSLからFTTHに移行してきており、そのFTTHについては、競争事業者は、自前で、またはNTT東西の光ファイバを利用して、加入者まで新たに回線を敷設する必要があります。その上、競争事業者によるNTT東・西の光ファイバ利用についても、8分岐まとめ貸し、屋内配線等の問題がタイムリーに解消されてこなかったため、競争が有効に機能せず、74.1%(2009年3月)もの</p> |

| 意見提出者 | 該当部分 | 再意見 |
|--------|---|---|
| | | <p>市場シェアを握るNTT東・西の独占状態となっています。</p> <p>ブロードバンドにおいて実質的な競争を機能させるためには、NTT東・西が独占する固定アクセス網をオープン化し、光ファイバや屋内配線等について、競争事業者がNTT東・西と同等かつ公平な条件で利用可能とすることが必要です。</p> |
| NTT東 | <p>○諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制している例はないこと。(NTT東 p.2)</p> | <p>○諸外国では光ファイバは日本ほど普及しておらず、NGNも本格的な商用化段階になく、また、日本のようにNGNがFTTHと一体で構築されている例もないため、IP網の接続に係るルール整備が必要な状況に至っていないものと考えます。</p> <p>更に、NGNについてのルールは未整備ではありますが、EUでは、ボトルネック設備に係る問題への対策として会計分離等の措置では十分でない場合に、当該設備を保有する既存事業者に対してアクセス部門の機能分離を実施する義務を課す権限を加盟国の規制当局に対して与える方向で議論が進んでおり、同様にボトルネックの問題を抱えている日本においても、このような諸外国の状況に留意する必要があります。</p> |
| NTT東・西 | <p>○〈略〉以下の観点から、当社のひかり電話網を指定設備とする合理的な理由にはならないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれエンドユーザを抱える独立したネットワーク間の接続は双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、ひかり電話網のみを指定とする理由とはならないこと。 ・NTT東西の加入電話やISDN以外の直収電話、OAB～J IP電話、CATV電話、050IP電話の合計に占めるNTT東西のOAB～J IP電話シェアは30%(東西計:2009年3月末)に過ぎないこと。 | <p>○シェアの算出が不適切であると考えます。</p> <p>設備のボトルネック性は、サービスベースのシェアで判断すべきではなく、現行の指定電気通信設備制度での算出の方法が適切であり、同種の固定端末系伝送路設備ベース(メタル・光ファイバ等)で算出すべきです。この場合、NTT東・西のシェアは、90.0%となります。</p> <p>また、ひかり電話をサービスベースで考える場合、競争評価ではNTT東・西加入電話、直収電話、OABJ-IP電話、CATV電話を一体として市場画定しており、その際の全体に</p> |

| 意見提出者 | 該当部分 | 再意見 |
|--------|---|---|
| | <p>・更に携帯電話を含めたシェアで見れば、ひかり電話のシェアは6%であり、ソフトバンクモバイル殿が2000万番号を超えている中で、ひかり電話は788万番号(東西計:2009年3月末)に過ぎないこと。(NTT東 p.2)</p> <p>○ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場を見た場合、直収電話、0AB～J IP電話、CATV電話、050 IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは30%程度(平成21年3月末)、更に、携帯電話も含めたシェアで見れば6%程度(同上)に過ぎない状況にある。(NTT西 p.2)</p> | <p>占めるNTT東・西のシェアは84.7%(H21年3月末)です。</p> <p>なお、IP電話市場として、対象領域を移動体通信領域まで拡大して比較することは、競争評価でも行われておらず、比較対象としての意味があるとは考えられません。</p> <p>本来のIP電話市場として考えた場合、NTT東・西がサービスを提供している0AB～J番号市場でのNTT東・西のシェアは70.6%(H21年3月末)であり、第一種指定電気通信設備の対象とする論拠は十分あると考えられます。</p> |
| NTT東・西 | <p>○競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通信網(NGNを含む)を規制する理由はないこと。(NTT東 p.2)</p> <p>○アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がない。(NTT西 p.2)</p> | <p>○NTT東・西は公社時代から変わらず、ボトルネック設備と加入電話顧客基盤を持ち続けています。</p> <p>これまで局舎・管路・電柱への線路敷設に係るルール整備が行われてきましたが、実態は、NTT東・西はメタル回線敷設の際に手続き・敷設スペースの確保を基本的に完了しており、光ファイバを容易に敷設できる一方、競争事業者はゼロからの敷設となり、多大な年月・稼動を要します。</p> <p>NTT東・西が歴史的経緯により保持してきた顧客基盤については、IP化・ブロードバンド化時代の今日においても引き続き独占されたままであり、これを梃子にNTT東・西は活用業務を通じて上位レイヤー等の隣接市場に市場支配力を行使しています。</p> <p>このように、アクセス回線の敷設に必要な線路敷設基盤や、NTT東・西のアクセス回線のオープン化が不十分である上に、顧客基盤が独占されたままであるため、競争事業者はNTT東・西と同じスタートラインで競争が行えておらず、競争事業者の自前アクセス回線は一部の都市部にしか参入できていません。さらにNTT東・西は、活用業務を通じてアクセス回線と一体でNGNを構築して提供する等、ますます競</p> |

| 意見提出者 | 該当部分 | 再意見 |
|-------|--|---|
| | | <p>争環境は歪められてきています。</p> <p>○固定通信網は、逡信省時代に全国的な整備が開始され、電電公社時代には「電信電話債券」「設備料」等の国民負担を仰ぎながら、国家政策的な取り組みとして現在まで100年以上もの間構築が続けられているものです。</p> <p>IP化・ブロードバンド化の進展によって、ポトルネック性のある固定系アクセス回線の重要性はこれまで以上に大きくなっています。実質的な競争を機能させるため、NTT東・西が独占する固定アクセス網をオープン化し、光ファイバや屋内配線等について、競争事業者がNTT東・西と同等かつ公平な条件で利用可能とすることが必要です。</p> |
| NTT東 | <p>○以下の観点から、当社の地域IP網を指定設備化する合理的な理由にはならないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先述のとおり、現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(2009年3月末)は53%、特に首都圏では47%と熾烈な競争が展開されていること。 ・当社の場合、ISPフリーのオープン型モデルを採用し、数多くのISP事業者と公平に接続しており、今後もオープンなネットワークとして相互接続性の確保を図っていく考えであること。また、ISP事業者は、当社が提供するアクセス網だけでなく、他事業者の提供するアクセス網を利用してサービスを提供されており、自由にアクセス網を選択できる状況にあること。(NTT東 p.4) | <p>○ブロードバンド市場におけるシェアは47%であるとNTT東・西は指摘していますが、競争の中心はADSLからFTTHに移行してきており、そのFTTHについては、74.1%(2009年3月)もの市場シェアを握るNTT東・西の独占状態となっています。</p> <p>NGN接続ルール答申で整理されている通り、ISP事業者は、ポトルネック設備である加入者回線と一体として構築されているNTT東・西の地域IP網を足回り回線として利用しており、これと接続できなければ事業展開上大きな支障が生じることとなるため、指定の継続が必要です。</p> <p>仮に指定から外された場合は、接続協議等はビジネスベースでの個別協議となり、競争事業者は、優位な立場にあるNTT東・西の希望通りの接続条件で合意せざるを得なくなるため、接続までの期間の長期化・接続料の高騰・NTT東・西の利害を優先した接続条件及び運用方法の決定等が懸念されます。また、情報の非対称性の問題があるため、指定の対象とならない理由等をNTT東・西が説明すべきです。</p> |

| 意見提出者 | 該当部分 | 再意見 |
|--------|--|--|
| NTT東 | <p>○イーサネット系サービス等のデータ通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1)イーサネットサービスの市場における当社のシェアは、18%(2008年9月末)であり、競争は十分に進展していること。(NTT東 p.6)</p> | <p>○NTT東・西は、独占時代に国民負担で敷設した線路敷設基盤(局舎・管路・とう道・電柱等)を保有しています。これらは電気通信事業に必要なボトルネック設備です。NTT東・西のNGN自体もまた、ボトルネック設備である固定系加入者回線と一体として構築されます。従って、NGN接続ルール答申P.12のとおり、「NGNは、(略)、第一種指定電気通信設備に指定することが必要」です。イーサネット系サービスのデータ通信網についても同様に指定を継続することが必要です。</p> <p>なお、NTT東日本は「イーサネットサービスの市場における当社のシェアは、18%(2008年9月末)であり、競争は十分に進展している」と述べていますが、これはイーサネットサービス全体における、県内・県間両方のサービスを提供している他事業者のシェアと、県内サービスのみ提供している(県間サービスにまだ本格進出していない状態の)NTT東・西のシェアの比較です。</p> <p>仮に、市場シェアを県内エリアに限定すれば、NTT東・西は70%程度のシェアを持つものと推定されます(KDDI 試算による)。イーサネットサービスには、お客様のネットワーク全体を単一の事業者が一括で提供することが、お客様にとって理想的であるという特性があります。ボトルネック設備を保有し、県内で70%もの圧倒的なシェアを持つNTT東・西が指定を外れ、県間サービスにも進出すれば、県内サービスのシェアが県間サービス、ひいてはイーサネットサービス全体のシェアに波及するものと想定されます。</p> |
| NTT東・西 | <p>○メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバについては、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p><略></p> | <p>○NGN接続ルール答申で整理されたとおり、指定は適当であると考えます。</p> <p>NTT東・西が、公社時代から保有する線路敷設基盤(電柱・管路・とう道)を利用して敷設する光ファイバは、メタル回</p> |

| 意見提出者 | 該当部分 | 再意見 |
|-------|--|--|
| | <p>なお、昨年度の検証では、局内装置類及び局内光ファイバについて、「加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではない」ことから、指定電気通信設備の対象外とすることは適当でないと考えられています。</p> <p>しかしながら、当社の加入者光ファイバにはボトルネック性はないことに加え、少なくとも現時点ではアンバンドルされていることから、当社の局内装置類及び局内光ファイバは、加入者光ファイバとは切り離して検討されるべきであり、上記の理由は当該設備を指定設備とする合理的な理由にはならないと考えます。(NTT東 p.7)</p> <p>○メディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT)、局内スプリッタ、WDM装置、イーサネットスイッチ等の局内装置類については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。</p> <p><略></p> <p>①当該装置類は誰でも容易に市中調達・設置することが可能である等、参入機会の均等性が確保されており、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっている。</p> <p><略></p> <p>④アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の当該装</p> | <p>線同様、指定電気通信設備としての指定が必要です。線路敷設基盤の利用について、一定のルールは整備されているものの、NTT東・西自身と競争事業者との手続面や費用面での同等性に課題があります。</p> <p>また、NTT東・西が歴史的経緯により保持してきた顧客基盤については、IP化・ブロードバンド化時代の今日においても引き続き独占されたままであり、これを梃子にNTT東・西は活用業務を通じて上位レイヤー等の隣接市場に市場支配力を行使しています。</p> <p>ボトルネック設備のオープン化において真の同等性が担保され、独占を保持している顧客基盤の真の開放がなされない限り、ドライカップ、ダークファイバ及びこれらと一体として構築される局内装置類、局内光ファイバ等を引き続き指定設備の対象とすべきです。</p> |

| 意見提出者 | 該当部分 | 再意見 |
|--------|--|--|
| | 置類自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がない。(NTT西 p.3) | |
| NTT東・西 | <p>○指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。(NTT東 p.8)</p> <p>○端末系伝送路設備については、既に敷設済のメタル回線と、今後競争下で敷設される光ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、光ファイバについては諸外国での規制の状況を踏まえ指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。(NTT西 p.4)</p> | <p>○メタル回線であれ光ファイバであれ、NTTグループが公社から引継いだ局舎、電柱、管路、とう道などの線路敷設基盤の上に構築される固定系加入者回線にはボトルネック性があります。</p> <p>従って、お客様の選択肢を拡大して需要を喚起し、ブロードバンドサービスの普及を促進するためには、加入者光ファイバについて今後も指定を維持することが必要です。</p> |
| NTT東・西 | <p>○指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>・線路敷設基盤は既に開放済であり、他事業者が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整備されていること。また、電柱については、より使い易い高さを利用できるよう改善し、その手続きも簡便なものに見直してきており、他事業者が光ファイバを自前設置できる環境は更に整備されてきているこ</p> | <p>○光ファイバの敷設にあたり、NTT東・西自身が、公社時代から引継いだ線路敷設基盤を使用する際、競争事業者よりも手続き面・費用面で優位性を持っています。</p> <p>■手続き面</p> <p>・例えば、NTT東・西は、競争事業者の場合に必要なNTT東・西への工事申込・着工打合せ・局舎や管路等の鍵の授受・入局手続き・施行前後の検査・工事立会い等が不要です。(このためNTT東・西は、例えば自身が管路を利用する場合においては、少なくとも5営業日程度、競争事業者よりも期間を短縮できるものと考えられます。)</p> <p>■費用面</p> |

| 意見提出者 | 該当部分 | 再意見 |
|--------|---|--|
| | <p>と。</p> <p><略></p> <p>以下の観点から、メタルと光を区別せずに指定を行う合理的な理由にはならないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メタル回線(DSLサービス)と光ファイバ(光サービス)との間でサービスの代替性があることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。 ・電柱・管路等の線路敷設基盤は、徹底したオープン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば、光ファイバを自前敷設することが可能であること。 ・当社は、メタル回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、メタル回線を保有していることで他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけではないため、当社にコスト面での優位性もないこと。 <p>また、他事業者も計画的に光ファイバを敷設することにより、個々のお客様からの申込みに対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能となっており、当社に手続面での優位性はないこと。(NTT東 p.8)</p> <p>○指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IPブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展しています。(NTT西 p.4)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、NTT東・西は、共同収容区間(一般区間)の管路を競争事業者に貸与する際、簿価ベースではなく再調達価格にて算定した料金を適用しています。(NTT東・西が公表されている「電柱・管路等の利用申込み及び契約条件等について」によれば、共同収容区間の管路の料金は、義務的区間の料金(接続約款に記載されている簿価ベースの料金)の約4~5倍です。) ・競争事業者がNTT東・西局舎内で工事等を実施する場合、基本的にNTT東・西による立会い費用(実費)等が発生します。一方、NTT東・西自身は、自社局舎内での工事等の実施となるため、立会い費用等は発生しません。 <p>更に、NTT東・西が歴史的経緯により保持してきた顧客基盤については、IP化・ブロードバンド化時代の今日においても引き続き独占されたままであり、これを梃子にNTT東・西は活用業務を通じて上位レイヤー等の隣接市場に市場支配力を行使しています。</p> <p>○メタル回線であれ光ファイバであれ、NTTグループが公社時代から引継いだ局舎、電柱、管路、とう道などの線路敷設基盤の上に構築される固定系加入者回線にはボトルネック性があります。また、独占している顧客基盤を梃子にFTTH市場における市場支配を強化しており、設備競争は一部の都市部で機能しているに過ぎません。従って、加入者光ファイバの指定を維持することが必要です。</p> |
| NTT東・西 | ○現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用して光ファイバ等を自前で敷設しサービスを提供しており、KDDI殿や電力系 | ○電力会社の電柱等を利用する場合、当社を含め各事業者は、NTT東・西と同様に手続きが必要であり、有利ではあり |

| 意見提出者 | 該当部分 | 再意見 |
|--------|--|--|
| | <p>事業者は相当量の設備を保有していること。(NTT東 p.8)</p> <p>○現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約 2 倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開していますし、<略>(NTT西 p.4)</p> | <p>ません。むしろ、公社時代に添架手続きが完了しているNTT東・西の方が有利です。</p> <p>また、当社や電力系事業者も光ファイバを保有しておりますが、NTT東・西は、これを遥かに超える量の光ファイバを保有しています。FTTH卸可能回線数のNTT東・西シェアは、78.9%です(平成19年度競争評価)。</p> |
| NTT東・西 | <p>○線路敷設基盤を有していないCATV事業者も、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して、2,986万世帯(東西エリア計:2008年3月。再送信のみを含む)に自前のCATV回線を敷設していること。(NTT東 p.8)</p> <p>○CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去7年間で契約数を1.6倍の2,986万世帯(平成20年3月末。再送信のみを含む)に増加させています。(NTT西 p.4)</p> | <p>○電気通信設備のボトルネック性を判断するにあたり、放送事業を目的として敷設したCATV回線を同列に扱うのは、適切ではありません。</p> <p>主に難視聴対策として設置され、電気通信事業用としてNTT東・西との競争下で敷設したのではないCATVを比較対象とすることは適切ではありません。</p> |
| NTT東 | <p>○KDDI殿、ソフトバンク殿が有する財務力、顧客基盤を用いれば、光ファイバを敷設しサービスを提供することは十分可能であること。(NTT東 p.7)</p> | <p>○NTT東・西が保有する線路敷設基盤は、国営・公社時代を通じて100年以上かけ、電信電話債権・施設設置負担金・独占時代の基本料収入等を財源として構築されてきたものです。同等の設備を私企業が構築することは、構築に要する期間・財務力から考えて、事実上不可能です。</p> <p>○NTT東・西の顧客基盤である固定電話の加入者は、もともと国営・公社時代に100%市場を独占して得た顧客です。通信自由化以降に競争環境下でゼロから構築した顧客基盤・収益基盤を、独占時代から引き継がれたものと同列に扱うべきではないと考えます。</p> |
| NTT東 | <p>○現在、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」において、屋内配線の指定電気通信設備</p> | <p>○本年7月21日に公表された「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について報告書案」において、</p> |

| 意見提出者 | 該当部分 | 再意見 |
|--------|---|---|
| | <p>化について検討されていますが、当社の屋内配線には、以下の観点から、ボトルネック性はなく、第一種指定電気通信設備に該当しないと考えます。</p> <p>①屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備であること。</p> <p>②現に、FTTHサービス等で利用されている屋内配線には、メタルケーブル、光ケーブル、同軸ケーブル、宅内無線、高速電力線通信(PLC)等、多様な形態があるほか、その設置主体も、お客様ご自身やビル・マンションオーナー、通信事業者、放送事業者(CATV事業者)等、様々であること。</p> <p>③また、屋内配線の設置工事は、工事担任者の資格があれば、誰でも実施可能であり、現に多数の工事会社があること。実際、当社がお客様から依頼された屋内配線工事も工事会社に委託して実施しており、他事業者においても同様に実施することが可能であり、現に実施していること。(NTT東 p.10)</p> <p>○現在、情報通信審議会において検討されている「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」報告書案において、「当社の設置する戸建て向け屋内配線は第一種指定電気通信設備に該当すると整理することが適当」とされていますが、戸建て向け屋内配線については、他事業者やお客様自身が自由に設置可能であり、現に、他事業者が自ら行う必要があるONUの設置・設定と同時に設置されていることに鑑みれば、ボトルネック性がないことは明らかであることから、当社の戸建て向け屋内配線を第一種指定電気通信設備に該当すると整理することは適当でないと考えます。(NTT西 p.4)</p> | <p>「NTT東・西の設置する戸建て向け屋内配線は、一種指定設備に該当すると整理することが適当」との考え方が示されていますが、マンション向け屋内配線についても同様に一種指定設備として整理して頂きたいと考えます。</p> <p>また、屋内配線の転用ルールの整備に当たっては、戸建て向け及びマンション向けの屋内配線とも、関係事業者間等で速やかに協議し内容を整理することとされており、ビジネススペースの協議を基に接続約款の具体的内容が定められることとなっておりますが、利用者利便の向上や二重投資による国民的不経済を回避するためにも、早期に転用ルールが整備されるよう具体的期限を定める等の措置を検討して頂きたいと考えます。</p> |
| NTT東・西 | ○行政当局においては、現行の指定告示の規定方法である | ○情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に |

| 意見提出者 | 該当部分 | 再意見 |
|--------|--|--|
| | <p>「指定しない設備を具体的に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。(NTT東 p.11)</p> <p>○第一種指定電気通信設備の指定方法については、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」(ネガティブリスト方式)から「指定する設備を具体的に列挙する方式」(ポジティブリスト方式)に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにして頂きたいと考えます。その上で、第一種指定電気通信設備については、規制当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定して頂きたいと考えます。(NTT西 p.6)</p> | <p>係る接続ルールの整備について(平成19年3月30日)」で整理されたとおり、NTT東・西と競争事業者との間に情報の非対称性が存在しているため、ポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック設備でありながら一定期間指定されない事態が生じかねません。この場合、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性があることから、現行のネガティブリスト方式による指定が適当であると考えます。</p> |
| NTT東・西 | <p>【1 指定電気通信設備制度に関する検証】 (1) 第一種指定電気通信設備に関する検証 ウ アンバンドル機能の対象に関する検証</p> <p>○NGN等に係るアンバンドル機能のうち、実需や他事業者による利用実績がないものについては、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただきたいと考えます。(NTT東 p.13)</p> <p>○当社の次世代ネットワーク、地域IP網、ひかり電話網、イーサネットスイッチ等の局内装置類、局内光ファイバ、加入光ファイバ等については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂く必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や実需がない</p> | <p>○ボトルネック設備と一体で提供されるNGN等の機能については、NTT東・西が市場を独占する等の問題が起きてから対処するのでは遅いと考えます。あらかじめアンバンドル等の接続ルールの整備しておくことが必要です。</p> |

| 意見提出者 | 該当部分 | 再意見 |
|--------|---|---|
| | 機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外して頂く等の対応を行って頂きたいと考えます。(NTT西 p.7) | |
| NTT東・西 | <p>○NGN等に係るアンバンドル機能のうち、実需や他事業者による利用実績がないものについては、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>具体的には、現時点、接続実績がない下記の機能について、アンバンドル対象から除外していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能(実績なし) ・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能(実績なし) ・一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能(東西間接続のみ) ・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能(東西間接続のみ) ・イーサネットフレーム伝送機能(実績なし)(NTT東 p13) <p>○・フレッツサービスに係る機能(一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能)については、地域IP網において、特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定していたものの、平成13年から現在に至るまで8年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中継局接続に係る機能(一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能)についても、接続料を設定したものの、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えます。(NTT西 p.8) | ○ボトルネック設備と一体で提供されるNGN等の機能については、NTT東・西が市場を独占する等の問題が起きてから対処するのでは遅いと考えます。あらかじめアンバンドル等の接続ルールを整備しておく必要があります。 |

| 意見提出者 | 該当部分 | 再意見 |
|--------------|--|--|
| NTT東・西 | <p>○ひかり電話が指定設備化されたことによって、事業者間取引の均衡が崩れる「逆ざや」問題が発生していることから、関門交換機接続ルーティング伝送機能についてもアンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。(NTT東 p.13)</p> <p>○従来、ひかり電話網は第一種指定電気通信設備規制の対象外となっていたため、「固定－固定」間の通信においては、事業者間の協議により、ひかり電話網の接続料を接続事業者が設定する接続料と同額とすることで、事業者間取引のバランスを確保することが可能でしたが、ひかり電話網が第一種指定電気通信設備規制の対象とされ、IP電話サービスに係る機能(関門交換機接続ルーティング伝送機能)の接続料が設定されたことから、今年度以降、当社が事業者均一のひかり電話網の接続料を定める必要がある一方、接続事業者は従来どおり自由に接続料を設定できるため、接続事業者がひかり電話網の接続料よりも不当に高い接続料を設定し、事業者間取引のバランスが損なわれる、いわゆる「逆ザヤ問題」の懸念が生じています。<略></p> <p>したがって、当社としては、お客様の利便性を確保しつつ、事業者間取引のバランスを確保する観点から、当該機能をアンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えますが、アンバンドルの対象から除外するのに時間を要する場合には、少なくとも、総務省殿において、全ての事業者の接続料を対象に、その適正性を検証し、不当に高額な接続料が設定されている場合は、それを是正する仕組みを設けて頂きたいと考えます。(NTT西 p.9)</p> | <p>○NTT東・西が、ボトルネック設備と一体で構築されるNGN設備の接続料を相対で設定することは、市場支配力を背景に特定の事業者を優遇することが可能となり、公平性を担保できなくなるため、認められるべきではありません。</p> <p>現時点で公平性を欠くおそれのある相対取引をベースにした費用負担のバランスを基準とすることは適切ではないと考えます。</p> |
| イー・アクセス、イー・モ | <p>○【必要な措置】現行の第二種指定電気通信設備制度の接続約款について、接続料に関しては認可制へ移行させ、パ</p> | <p>○行政の関与は、歴史的経緯を背景とする固定系のアクセス回線といったボトルネック設備の存在や、それを保有する事</p> |

| 意見提出者 | 該当部分 | 再意見 |
|-----------------------|--|--|
| バイル テレコムサー イス協会 | <p>ブリックコメントの招集をはかることなどによって、接続事業者からも接続料算定の適正性が確認することができ、透明性向上を図ることが可能となります。(イー・アクセス、イー・モバイル p.6)</p> <p>○【必要な措置】レイヤを越えた様々な事業者が、第二種指定事業者またその子会社等が提供するサービスと公平に競争できるよう、第二種指定通信電気設備制度においても、通信プラットフォーム機能を含むアンバンドル制度を導入すべきだと考えます。</p> <p>○この事実は、明らかに新規参入を企図する事業者との公正競争を阻害し、結果的に、我が国の移動通信サービスの自由かつ健全な発展を阻む事態を意味するものであることから、モバイルポータルサービスや位置情報サービスにかかる設備など、上位レイヤー設備についても、第二種指定電気通信設備として認定していただくことを要望します。(テレコムサービス協会 p.1)</p> | <p>業者によるグループドミナンス、ブランド力等の問題により、市場原理に委ねても公正な競争が確保されないケースに限られるべきと考えます。</p> <p>○当社の移動体接続料については当然適正に算定されています。</p> <p>接続料の算定の適正性・透明性の向上を図ることは当然重要ですが、設備競争が機能している市場環境下では、各事業者が自ずと効率的な設備構築・運用を図っていくこととなります。実際、接続料は現状でも毎年低下しています。</p> <p>したがって、固定市場のように規制を課する必要性は認められず、基本的に移動体に対する行政の関与は不要であると考えます。</p> <p>○プラットフォームの在り方や多様化のプロセスについては、民間のビジネスベースでの判断に委ねることが基本と考えます。</p> |

| 意見提出者 | 該当部分 | 再意見 |
|--------------|---|---|
| NTT東・西 個人 | <p>【1 指定電気通信設備制度に関する検証】 (3) 禁止行為に関する検証</p> <p>○当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っていることから、公正競争上の問題は特段生じていないと考えており、昨年度の検証に基づく要請事項は、2007年度と同様、当社に公正競争遵守の再確認を要請したものであったと考えています。</p> <p>また、昨年度の「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)」(2009年2月25日総務省)に記載された事例については、当社が不適切な行為を行ったとする論拠として不十分であり、他事業者による意見はいずれも具体的な根拠がなく、何ら立証がなされておりません。</p> <p>具体的に公正競争上の問題が生じていないにもかかわらず措置を要請することは、あたかも当社が不公正な行為を行っているかのような誤解を生じせしめ、当社の企業イメージ、営業活動に多大な影響を及ぼします。実際、検証結果案の公表に際して、「独占的地位利用し営業」(2008年12月24日読売新聞)、「独占地位で光回線営業」(2008年12月25日東京新聞)等の報道がなされ、当社の企業イメージ、営業活動に多大な影響を与えました。</p> <p>したがって、競争セーフガード制度の運用にあたっては、他事業者による根拠のない意見を検証の対象としないよう、見直しをする必要があると考えます。(NTT東 p.15)</p> <p>○・禁止行為規制等に関する検証に関しては、昨年度におい</p> | <p>○競争セーフガード制度の運用が開始されて今年で3年目になります。過去2年間、公正競争ルールに照らして違反が疑われる事例が多発しているからこそ、各事業者は出来る限り証拠を収集し、検証を求めてきたものと認識しております。しかしながら、問題を指摘された事業者の内部文書等の決定的な証拠は外部からでは入手不可能であるため、やむなく状況証拠等をもとに検証された結果、多くは問題なしまたは注視すると判断されてきました。このように、問題を指摘した事業者が挙証責任を負わされる形では運用に限界があることは明らかです。したがって、違反していないことの挙証責任は当該事業者を持たせるべきです。</p> <p>総務省が行政指導を出した事例についても、当該事業者の自主的な改善努力に期待するか、自己申告で報告させるだけの緩やかな措置しか講じられてきませんでした。また、行政指導の効果についても事後的な検証は行われず、当該事業者に対する再指導や厳格な措置等が十分に実施されなかったため、一向に指摘事項が改善されていません。</p> <p>競争セーフガード制度は、現行のままでは実効性がないばかりか、むしろ問題を生じている事業者の行為に問題なしとのお墨付きを結果として与えることにもなりかねず、弊害にすらなり得ます。</p> <p>については、競争セーフガード制度を改善し実効性を持たせるため、違反を繰り返した事業者に対しては、現行法下の制度を最大限活用して厳格な措置を講じることが必要であると考えます。それでも問題が解決しない場合には、法制度そのものを見直す等により実効性を得られるようすべきで</p> |

| 意見提出者 | 該当部分 | 再意見 |
|-------|--|---|
| | <p>ても、他事業者から提出された意見は、根拠不十分なものや単なる推測に基づいており、とりわけ所要の措置を要請する事項に係る事例については、具体的な公正競争上の問題はないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それにも係らず、当社に措置を要請することは、当社の事業展開における法的予測可能性を低下させ、事業者として本来正当な事業活動まで萎縮させるとともに、あたかも当社が不法行為を行っているかのような誤解を生じせしめ、企業イメージを損なうことにもなりかねないなど、問題であると考えます。 ・従って、根拠が明確である指摘に限定して検証を実施し、検証を通じて「公正競争確保のための措置が必要かつ十分でないことが認められる場合」にのみ措置を要請するなど、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」に沿った適切な制度運用が必要であると考えます。(NTT西 p.12) <p>○・②工事代を過大に伝えたり、本来は不要である立会を求めることで、他社への切り替えを考え直すように利用しているのではないかと？ (働いている身にとっては、平日の昼に立会を求められるのは非常に困ります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・③いったん固定電話に戻さないと、他社に持ち歩けないような番号ポータビリティでは、NTTだけが事前に顧客の動きを把握できてしまい、妨害的行為やや引き留めを可能にしてしまうため、実質的にNTTを競争上有利にしており公正 | <p>す。</p> <p>これまでの指摘事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> ■NTT東・西によるFTTH販売に係る接続関連情報の利用 ■NTT東・西による家電量販店におけるOCNの優遇 ■NTT東・西の各県域等子会社によるドコモショップの兼営 ■NTT東・西役員による県域等子会社の役員兼任 ■NTT東・西の法人営業のNTTコムへの集約等による顧客情報の共有 ■NTT東・西によるプロバイダパック(フレッツと協業関係にあるISPのセットプラン)の優遇 ■NTT東・西の県域等子会社による「NTT東日本-〇〇」等の社名の使用 ■NTTドコモショップ(販売代理店)における携帯電話端末とフレッツサービスのセット販売 ■NTTファイナンス(クレジット会社)によるグループ各社サービスの実質的なセット割引 ■NTT東・西の局舎へのコロケーション及び管路・電柱等の利用手続きの差異 ■NTT東・西が加入電話の顧客情報をフレッツ等の営業に活用していることへの懸念 ■NTT東・西による恣意的な接続条件の変更 <p>○今回、個人の方から、左記のように具体的な事例に基づいた懸念が示されております。匿名、匿住所でのご意見であるため、残念ながら当社では左記の事例についての事実関係の把握はできておりません。</p> <p>しかし、当社が把握している他の事例においても、NTT東・西の116または0120-116116において、左記でご指摘</p> |

| 意見提出者 | 該当部分 | 再意見 |
|--------|--|---|
| | <p>の観点からおかしいのではないか？(個人 p.2)</p> | <p>の事項と同様の問題として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様に工事費を過大に伝えたり、本来は不要である立会いを求めたりするケース ・事業者切替えの際にお客様が必要な連絡を行った場合、事業者切替えをする理由を質したり、フレッツ・ひかり電話の契約解除を思い留まるよう引きとめられたりするケース <p>を、複数事例把握しております。</p> <p>仮に、今回の個人の方や、当社が指摘するような問題は発生していないとNTT東・西が主張するのであれば、その举证責任はNTT東・西にあり、具体的な根拠を挙げて説明すべきであると考えます。</p> |
| NTT東・西 | <p>【2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証】 (1)検証の対象</p> <p>○電気通信市場においては、固定・携帯事業の統合をはじめとする事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他社は、固定・携帯事業を同一の会社が提供するのみならず、同一会社あるいは同一グループ内の固定電話ー携帯電話相互間のみの通話を無料化するなど、市場環境・競</p> | <p>○本来は、競争が機能している限り、自由競争に委ねて、ユーザの利便性向上を確保すべきです。しかしながら、日本の通信業界は、歴史的経緯・構造上の問題があることから、固定通信網については公正競争確保のため最低限のルールを整備する必要があります。</p> <p>固定通信網は、1890年の逓信省による電話創業以来、全国的な整備が開始され、電電公社時代には「電信電話債券」「設備料」等の国民負担を仰ぎながら、国家政策的な取</p> |

| 意見提出者 | 該当部分 | 再意見 |
|-------|---|--|
| | <p>争環境は移動体業務の分離時やNTT再編成時から大きく変化しています。</p> <p>したがって、当時講じられた措置のうち、現在の市場環境にそぐわなくなっているものについては、適宜見直していく必要があると考えます。(NTT東 p.16)</p> <p>○・電気通信市場は、ドコモ分社やNTT再編成(地域・長距離分離)時とその様相を一変させ、NTTグループ以外の他社は、固定・携帯事業を同一の会社で提供しており、更に自社内や自社グループ内の固定電話・携帯電話相互間での通話料無料サービスを提供しているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、競争事業者のお客様が、固定／移動の融合サービス等の利便性を享受できる一方、当社のお客様だけが利便性を享受できないということになれば、当社のお客様の利便性が著しく損なわれることとなります。 ・従って、NTTグループに係る累次の公正競争要件のうち、既にその役割を終えているものについては、速やかに見直しを行う必要があると考えます。(NTT西 p.13) <p>○活用業務制度については、IP化の進展と多様なユーザーニーズに対応し、より低廉で多彩なサービスを提供できるようにするとの趣旨から、当時県内通信に限定されていたNTT東西の業務範囲の拡大が法制化されたものと認識しています。</p> <p>こうした趣旨に照らせば、今後も東・西NTTがお客様のより高度で多様なニーズに対応した多彩なブロードバンドサービスをスピーディーに提供し、市場の活性化に貢献していくためには、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」についても適宜見直しを行う等、これまで以上に</p> | <p>り組みとして現在まで100年以上もの間構築が続けられています。</p> <p>1985年の通信自由化により長距離市場への新規参入が可能となりましたが、NTT東・西は、電電公社時代に国民負担で全国あまねく敷設された線路敷設基盤を占有し、公社時代の巨大な加入電話の顧客基盤を保有したままの状況で、新規参入者との競争が導入されました。</p> <p>1999年のNTT再編成では、資本分離を前提とした再編成によりNTTのボトルネック独占解消による競争の促進等を目指した審議会答申にも関わらず、NTT東・西はボトルネック設備と顧客基盤を保有し、持株会社体制によりグループ連携を可能とする従来のNTT体制が実質的には維持されることとなりました。</p> <p>NTT再編以降も10年にわたって累次の措置・ルール整備が行われてきましたが、これらでは解決が困難な以下のような問題が現存します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 公社時代からのボトルネック設備(管路・電柱等の線路敷設基盤、加入系線路設備、局舎等)をNTT東・西が継承したことにより、アクセス市場を独占していること ■ 公社時代からの加入電話の顧客基盤を、NTT東・西が引き続き温存していること ■ 持株会社体制の下、アクセス市場を独占する強みを活かし、本来活用業務として認可すべきではなかったNGNを梃子に、グループ連携による放送・インターネット領域等の周辺領域への事業拡大が可能となっていること <p>NTT東・西のシェアは、100%独占から始まった加入電話市場で、四半世紀を経ても84.7%(2009年3月末現在)を占めています。更に、FTTH市場のシェアは、74.1%(2009年3月末現在)に達し、競争事業者とのシェア格差は</p> |

| 意見提出者 | 該当部分 | 再意見 |
|-------------------|--|--|
| | <p>迅速かつ柔軟に運用する必要があると考えます。(NTT東 p.16)</p> <p>○・当社は、これまで活用業務制度を利用して、IP化等の技術革新に対応し、お客様ニーズに即したサービスの提供や通信料金の低廉化など、ユーザ利便の向上に努めてきたところであります。</p> <p>・これからも、お客様ニーズの高度化・多様化に迅速・的確にお応えし、多彩なブロードバンド・ユビキタスサービスをスピーディーに提供していくためにも、更には多様な競争の創出による市場の活性化の観点からも、これまで以上に活用業務制度を迅速かつ柔軟に運用して頂きたいと考えます。(NTT西 p.13)</p> | <p>拡大を続けています。また、固定アクセスの独占に加えて、NTTグループは、グループ各社による連携(一体経営)により市場支配力の領域を拡大しています。</p> <p>各事業者自らインフラ構築を行うことが可能な携帯電話市場では、設備競争が機能しており、事業者間の激しい競争を通じて新しい技術や様々なサービスが生まれてきていますが、固定通信市場では、上記のとおり歴史的経緯や解決困難な問題があるため、NTTグループによる独占回帰へと逆行しており、競争によってもたらされる、技術の進展に伴うサービスの多様化等のメリットを、国民が享受できなくなっています。</p> <p>なお、NTTグループは、NTT東・西が独占する固定アクセス網やNGNをどうするのか自らは考えを明らかにしていません。将来に向けて日本の固定ネットワークをどうしていくべきなのか、きっちり議論していくことが必要と考えます。</p> |
| <p>テレコムサービス協会</p> | <p>○即ち、持株会社である日本電信電話株式会社は、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社等の100%親会社であり、また、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに対しても株式持分比率が高い筆頭株主であることから、すべての情報が持株会社を集積され、また、持株会社の意向により、実質的に各子会社・関連会社に対して、統一的な指示が発出されているのが現状であると考えられるからです。</p> <p>これは、少数株主のいない100%子会社を主体とした事業連合体である限り、自然発生的かつ必然的に起こる至極当たり前の事象です。</p> <p>特に、NGN や光ファイバ網に係る各種の問題、通信レイヤーのみならず上位レイヤーまでの垂直統合を固定・移動通信の双方について積極的に進めているNTTグループの状況を鑑みると、役員の兼任禁止や各種料金設定の制約条件の付与に代表される現在の法制度下での公正競争要件</p> | <p>以上について、しっかり議論を行うべきです。</p> <p>■ボトルネック設備とNTTグループの市場支配力の問題が解決されないまま、これまでにNGN等の活用業務が認可されてきたことは、公正競争上大きな問題であることから、直ちに認可を取り消すこと及び活用業務制度自体の在り方</p> <p>■全国で実質的な競争を機能させるため、NTT東・西が独占する固定アクセス網をオープン化し、光ファイバや屋内配線等について、競争事業者が同等かつ公平な条件で利用可能とすること</p> <p>■これまでの活用業務によるNTT東・西の事業領域拡大、中期経営戦略に見られるグループ連携強化等により、構造的措置(NTTドコモ分離、NTT再編成)の趣旨が形骸</p> |

| 意見提出者 | 該当部分 | 再意見 |
|--------------------|---|---|
| | <p>自体が不十分であり、単にNTT グループ会社間の役員等の人事異動を禁止する等の個別の措置を追加するだけでは不十分で、NTT 持株会社が複数の事業会社を保有する現在の資本関係自体を大幅に見直す必要があることは自明であると考えます。</p> <p>この点を鑑み、NTT 法を始めとする関連法規自体の抜本的な改定を、本格的に検討・実施していただくことを要望します。(テレコムサービス協会 p.2)</p> | <p>化していること及びグループドミナンスの問題</p> <p>なお、NGNについて、接続ルールを整備する前にNTT東・西が活用業務として申請し、総務省が認可したことは公正競争環境を確保する観点からは極めて問題です。本来は、NTT東・西が第一種指定電気通信設備を用いて新しいサービスを提供する場合には事前に接続ルールを整理しておくべきです。一方、審議会においても、行政による政策の進め方の妥当性について、引き続き十分にチェックすることが強く求められます。</p> |
| ソフトバンクグループ | <p>○今年度においては、広告宣伝方法の更なる見直し、NTT東西殿による通信サービスと放送サービスのバンドル商品であるかのように誤認される恐れのある「フレッツ・テレビ」という名称の利用禁止に係る措置を講じるとともに、NTT東西殿とオプティキャスト殿間の受託契約等、契約内容や各種営業実態について詳細な調査を行うべきと考えます。(ソフトバンクグループ p.36)</p> | <p>■フレッツ・テレビ広告手法等</p> <p>○各社から指摘されている事例以外にも、量販店等で配布されているNTT東日本の「地デジ対策 カンタン Book 保存版 地デジ対策の前に読む本」(別添資料参照)のように、放送サービスの提供主体がNTT東日本と誤認されるだけでなく、「地デジ対策」という公的施策をNTT東日本が担っているかのような広告事例も見受けられます。</p> |
| イー・アクセス イー・モバイル | <p>○現在においてもNTT東西殿におけるフレッツ・テレビの広告において放送サービスの提供会社のオプティキャストの表示は注釈程度となっており、依然として消費者にとって、提供主体が分かりづらい表示となっております。</p> <p>現に、上記のアンケート調査結果(※13)においても、昨年度の同様の調査結果に引き続き「フレッツ・テレビ」の提供主体をオプティキャストと認知している消費者は0.2%と非常に低く、約30%の消費者が提供主体をNTT東西殿と誤認している結果となっております。以上を踏まえると、この問題はNTT東西殿による広告表示の在り方だけでは根本的には解決されず、サービス名称の利用の在り方まで踏み込んだ検討を行う必要があると考えます。(イー・アクセス、イー・モ</p> | <p>このような営業手法が、FTTH市場の競争に影響していることも考えられるため、FTTH市場にどのような影響を与えているか詳細な調査分析を行った上で、現行の競争ルールが十分機能しているのか改めて検証することが必要と考えます。</p> |

| 意見提出者 | 該当部分 | 再意見 |
|--------------------|---|---|
| ソフトバンクグループ | <p>バイル p.15)</p> <p>○昨年度における本制度の検証結果においては、総務省殿より、ブランド力分析の必要性は示されているものの、「NTTブランド力と公正競争の関係について引き続き注視していく」と述べるに留まっています。その後、具体的に分析を実施する等の進展は見られない状況ですが、ブランド力の影響が検証結果等において明示されているにも係らず、何の措置も講じないことは公正競争の阻害要因を放置し続けることとなり、問題であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件に関連し、2007年7月に総務省殿より公表された「電気通信事業分野における競争状況の評価2006」において、「NTT」のブランド力が公正競争に与える影響について言及され、ブランド力の問題について詳細な分析の必要性が明記されているところであることも踏まえれば、NTT組織の見直し議論の本格化を目前に控えた現時点において、総務省殿による「NTT」ブランド力の詳細分析がなされることが必須と考えます。(ソフトバンクグループ p.26) | <p>■NTTブランドの問題</p> <p>○NTT都市開発のIRニュースに掲載されている「支払株主等に関する事項について」(*)では、「とりわけNTTグループの一員としてNTTブランドを使用することは、当社の信用力や信頼性の向上につながり、事業遂行上のメリットになるものと考えております。」との記述が見られ、NTTグループ子会社自らNTTブランドの優位性を認めていることが伺えます。</p> <p>(*)http://ir.nttud.co.jp/pdf/090508_info_main.pdf</p> <p>NTTブランドについても、FTTH市場の競争に及ぼす一つの要素と考えられるため、どのような影響を与えているか詳細な調査分析を行った上で、現行の競争ルールが十分機能しているのか改めて検証することが必要と考えます。</p> |
| イー・アクセス イー・モバイル | <p>○NTTブランドの優位性については、昨年度においても各社より公正競争確保の観点から、その効果の詳細な分析等を行うべきとの意見が出されております。(※12)</p> <p>参照:※12 平成21年2月 総務省資料 競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方</p> <p>「意見73 公正競争環境確保のため、NTTグループ各社のブランド使用に関して早急にルール整備が必要であり、ブランド効果の分析・検証に着手すべき。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記のアンケート調査結果(※13)では、「NTT」のブランド力が消費者の購買行動に与える大きな影響が具体的に示されています。これをみますと、通信市場において大きな支配力があるNTT東西殿やNTTドコモ殿がもつ「NTT」ブランド | |

| 意見提出者 | 該当部分 | 再意見 |
|--------|---|--|
| | <p>をグループ各社が自由に社名やサービス名に付与することによって、消費者の購買意欲が潜在的に高まるというブランドを通じたレバレッジが存在することが分かり、公正競争上確保の観点からその実態を詳細に検証する必要があると考えます(イー・アクセス、イー・モバイル p.14)</p> | |
| NTT東・西 | <p>【その他】 ○現在、固定電話市場においては、自社又は自社グループの携帯電話との無料通話を梃子に固定電話ユーザの獲得を目指し、自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とするサービスが登場していますが、ある携帯電話事業者殿の公式ホームページにおいて、「自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とする一方で、自社以外の携帯電話などから着信した場合に接続料を頂けるので利益を出すことができる。」と記載されている等、自社内通話や自社グループ間通話の赤字を接続事業者が支払う接続料で補填されている懸念があることから、当該携帯電話事業者殿グループ内等における接続料の取引実態等を検証して頂きたいと考えます。(NTT西 p.14)</p> | <p>○当社の移動体接続料については当然適正に算定されています。 接続料の算定の適正性・透明性の向上を図ることは当然重要ですが、設備競争が機能している市場環境下では、各事業者が自ずと効率的な設備構築・運用を図っていくこととなります。実際、接続料は現状でも毎年低下しています。 したがって、固定市場のように規制を課する必要性は認められず、基本的に移動体に対する行政の関与は不要であると考えます。 そもそも、利用者料金は民間のビジネスベースでの判断に委ねることが基本と考えます。</p> |

＜別添資料＞
競争セーフガード制度の運用に関する再意見(2009年度)
に関する資料

* 文中では敬称を省略しております。

2009年9月8日
KDDI株式会社

「フレッツ・テレビに関するお問い合わせ」
窓口として「NTT東日本」のみ表示



フレッツ光で
地デジが楽!

フレッツ・テレビに関するお問い合わせ

NTT東日本
電話:0120-116116(携帯・PHS OKI) 通話料無料
午前9時～午後9時 年中無休<年末・年始を除く>
<http://flets.com>

地デジに関するお問い合わせ

総務省 地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター
電話:0570-07-0101
(IP電話など、上記でつながらない場合は、電話:03-4334-1111でお受けしています)
平日/午前9時～午後9時 土・日・祝/午前9時～午後6時
<http://www.soumu.go.jp/>



フレッツ・テレビに関するお問い合わせ
フレッツ光に関するご相談・受付は当店で、提供エリアおよび
対応プロバイダなどの接続情報についても、お問い合わせください。

▶サービス提供事業者 東日本電信電話株式会社

0120-116116

営業時間:午前9時～午後9時 年中無休(年末・年始を除く)

▶株式会社オプティキャスト

045-279-7777

(スカパー/光カスタマーセンター)
営業時間:午前10時～午後8時 年中無休

※本冊子は、NTT東日本、NTT西日本の販売代理店です。

※掲載内容および販売価格については、NTT東日本エリア(北海道、東北、関東、甲信越地区)のものであり、※本冊子には、掲載内容の消滅または
その影響を及ぼす恐れのある変更の可能性がある場合は、お早急で訂正されたものと実際の請求額が異なる場合があります。 ※本冊子
に掲載された情報は平成21年6月現在のものです。

平成21年6月発行 / 東日本電信電話株式会社 09-0065410906-0907

「平成21年6月発行 / 東日本電信電話株式会社」

「地デジ対策」という公的施策を
NTT東日本が担っているかのような広告



地デジ対策 カンタンBook

保存版

地デジ対策 の前に読む本

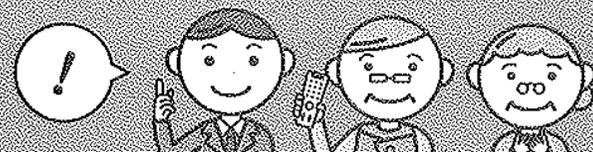


地デジの「ハテナ?」をやさしく解説



・表紙と裏表紙だけでも、4箇所
に「NTT東日本」の名称あり。

地デジの「ハテナ？」にお答えします。



2011年7月24日までに、現在放送されている「地上アナログ放送」は終了し、「地上デジタル放送(地デジ)」に完全移行されます。この本では、その前に知っておきたい地デジのこと、地デジを実際に導入するときのことを解説していきます。



いま使っているテレビはどうなるの？



いまのまま？



買い替え？

いまのテレビで視聴できる番組もあります。

＜わくは P7へ＞

いままでのテレビと何が違うの？



アナログ？
デジタル？

テレビがもっと
楽しくなります。

＜わくは P3へ＞

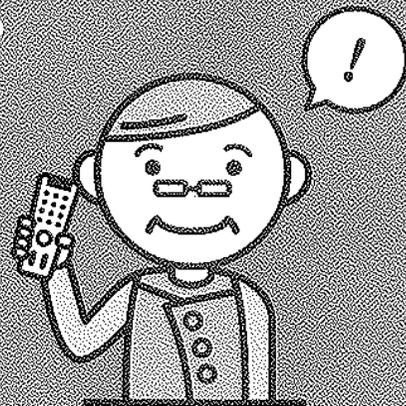
地デジを見るには何か必要なの？



楽しみ方によって、
受信方法が異なります。

＜わくは P9へ＞

地デジは
キレイなだけじゃなく
便利で楽しく
なるんだね。



地デジの「いいこと！」 たくさんあります。

- 1 キレイな映像が
楽しめます。

ハイビジョン

＜わしくは
P5へ＞

- 2 画面上で番組チェックや
録画予約ができます。

EPG
（電子番組ガイド）

＜わしくは
P5へ＞

- 3 字幕をつけたり音声の
速度を調整できます。

字幕サービス

＜わしくは
P6へ＞

- 4 いつでも天気予報が
確認できます。

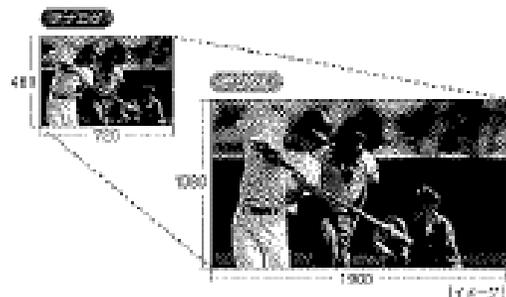
データ放送

＜わしくは
P6へ＞

地デジの「いいことたくさん」

ハイビジョンが楽しめる

クッキリとキレイでワイドな映像がテレビを一層楽しくします。



ハイビジョンはテレビが広く、より鮮明で奥行きのないクリアな映像が楽しめます。

ワイド画面から、今までスポーツ中継で切れてしまっていた選手の顔まで見え、これまで以上に現場にいるような臨場感が味わえます。

ワイド画面の縦横比は人間の視野に近く「16:9」サイズなので、より迫力の映像体験が可能になります。

EPG(電子番組ガイド)が使える

テレビ画面上で、番組のチェックや録画予約[※]がカンタンにできます。

リアルタイムで情報が更新されるので、スポーツ中継が延期になった場合もすぐ録画予約に対応できます。

[※] 対応機種が条件です。



(イメージ)

みんなが使いやすくして便利になるんだね。



字幕サービスが利用できる

ニュースに字幕をつけたり、受信機によっては音声速度をゆっくりにできます。

※ 受信機と放送局により対応していない場合があります。

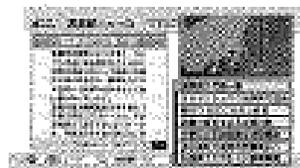


(イメージ)

データ放送が利用できる

いつでも天気予報やニュースがチェックでき、番組に参加することもできます。

パソコン上でお住まいの地域のピンポイント天気予報を即時簡単に表示。知りたいときに知りたい場所・地域の天気を確認できます。



(イメージ)

視聴中の番組の詳細情報がチェックできます。スポーツ中継なら選手のデータ、映画ならキャストなど、リアルタイムのニュースなど、テレビの楽しみ方が一層広がります。

インターネットに接続することで、テレビのリモコンを使って番組内のクイズやアンケートにリアルタイムで答えられるようになります。

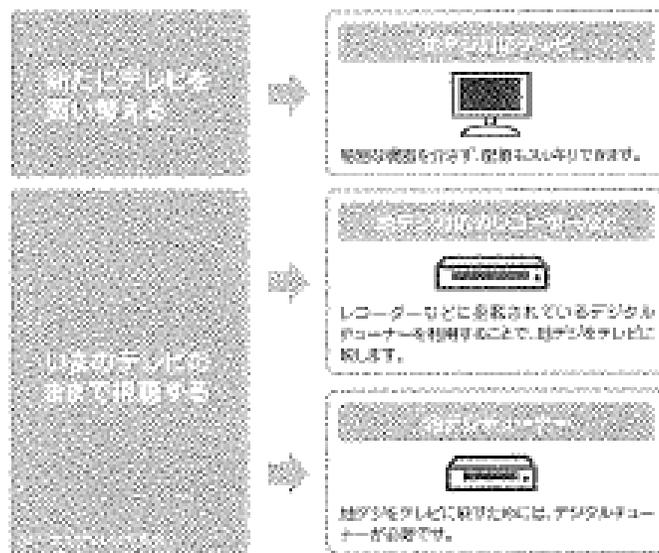
※ 対応機種と放送局により、対応範囲が異なります。

持っている機器に
あわせて視聴方法が
選べるんだね。



5

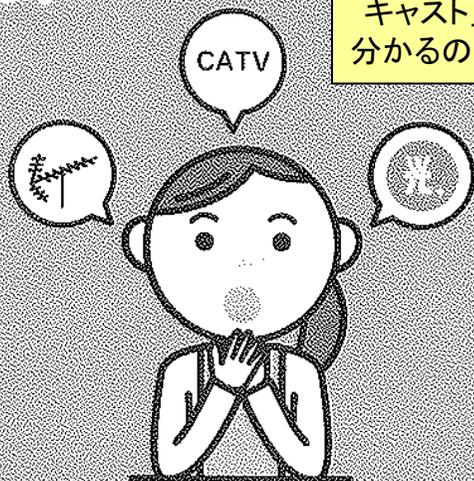
地デジを視聴するためには
対応機器が必要です。



店舗でこのマークが付いている機器が地デジ対応機器の印です。

6

楽しみ方によって
地デジの受信方法も
選べるのね。

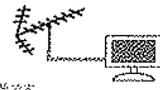


放送サービスを「オプティキャスト」が提供していると分かるのは、この記述のみ。

地デジの受信方法は 3種類あります。

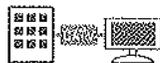
DTT（地上デジタル放送）

- アンテナやブースターなどの機器を設置する必要がある。
- 地域や天候などによって、テレビに映らない場合やメンテナンスが必要になる場合がある。
- BSデジタル放送を視聴するためには、BSデジタル対応アンテナが必要です。



CATV

- アンテナの設置が不要。
- 各テレビごとに映像受信端末（セットトップボックス）が必要となる場合がある。



地上デジタル放送とBS放送の両方を受信する

- アンテナの設置が不要。
- 地上放送とBS放送の両方には専用の映像受信端末（セットトップボックス）が必要なので、戸建なら複数の部屋で地上/BS放送を視聴する場合は別料金がかかります。
- 1 専門チャンネルを視聴する場合は、CSデジタルチューナーが必要ですが、フレッツ系のマンションタイプ表記方式でフレッツテレビをご利用いただく場合、テレビ複数台を接続するホーム共通工事は提供していません。



※「フレッツ・テレビ」は、NTT東日本のフレッツ光を利用して（社）オプティキャストの提供する放送サービスにより、地上放送（デジタルアナログ）とBS放送（デジタルアナログ）が受信できるようになるサービスです。
 ※地上/BSデジタル放送に対応したテレビはチューナーが必要ですが、「フレッツ・テレビ」には、1台で地上/BS両方を視聴する映像通信サービス「フレッツキャスト」および「フレッツテレビ年度サービス」の契約と（社）オプティキャストの提供する放送サービスが「光ホームタイプ（マンションタイプ）表記方式」の契約により利用いただけます。
 ※「フレッツ・テレビ」の専門チャンネル放送の受信には別途、放送事業者が提供する放送サービス契約の締結が必要となります。各放送事業者のホームページにてご確認ください。
 ※「フレッツ・テレビ」は、NTT東日本のフレッツ光を利用して（社）オプティキャストの提供する放送サービスにより、地上放送（デジタルアナログ）とBS放送（デジタルアナログ）が受信できるようになるサービスです。一部地域で提供中です。フレッツテレビの提供エリアについては「0120-40616」にお問い合わせください。フレッツ光サービス「フレッツ・テレビ」は<http://www.comcast.jp>にてご確認ください。フレッツ・テレビ以外の地上デジタル放送の受信方法について、詳しくは（社）デジタル放送推進委員会ホームページ<http://www.dpb.or.jp/>にてご確認ください。

・P9まで「地デジ」について説明。
 ・P10で初めて「フレッツ・テレビ」の名称が登場。

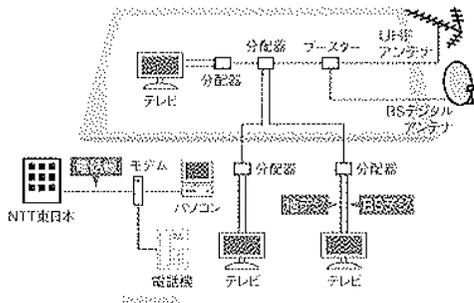
3つの受信方法の比較(イメージ)

地上デジタル放送の受信方法

「地デジ対策」という公的施策を「フレッツ・テレビ」の広告に利用

UHF アンテナ

地デジの電波を受信するアンテナを新たに設置して視聴する方法です。

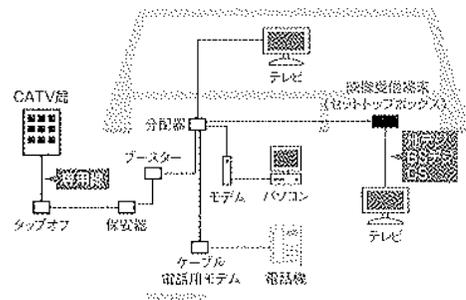


- アンテナの用意およびアンテナの設置工事
- ご自宅の既存テレビ配線への接続工事が必要な場合がある
- BSデジタル放送を視聴するために、BSデジタル対応アンテナが必要です。

UHFアンテナでの受信については、毎晩毎朝「デジタルテレビジョン放送受信用センター」(電話:05/95-07-6101)またはお近くのサービス店などにお問い合わせください。

CATV

各地域のケーブルテレビ会社と契約し、ケーブルを自宅に引き込む方法です。



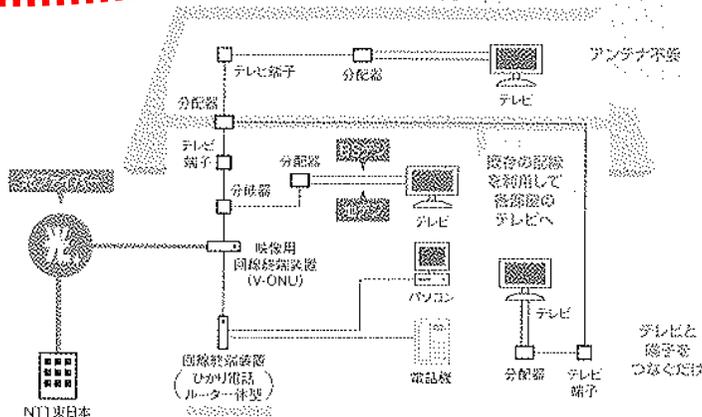
- アンテナの設置工事が不要
- 映像受信端末(セットトップボックス)が必要となる場合がある
- 有線を受信するから、周辺環境の影響を受けることなくクリアな映像が楽しめる

ケーブルテレビによる受信については、現在ご利用のケーブルテレビ会社またはお近くのケーブルテレビ会社にお問い合わせください。

光ファイバー(フレッツ・テレビ)

NTT東日本が提供する光ファイバーを自宅に引き込む方法です。

オススメはやっぱり光ファイバーだね。



※「映像用回線終端装置(V-ONU)」と「回線終端装置(ひかり電話ルーター一体型)」が一体型で提供される場合もあります。

- アンテナの設置工事が不要
- 映像受信端末(セットトップボックス)が不要(※)なので、戸建から賃貸の部屋で地上・BS放送を視聴しても月額利用料は同じ
- 光回線で受信するから、周辺環境の影響を受けることなくクリアな映像が楽しめる

※「映像用回線終端装置(V-ONU)」と「回線終端装置(ひかり電話ルーター一体型)」が一体型で提供される場合もあります。

※複数の部屋で地上デジタル放送等を視聴される場合にはホーム共通工事(株式)オプション(有料)または4番さみ手配)が必要です。 (フレッツ光のマンションタイプ水配線方式でフレッツ・テレビをご利用いただく場合、テレビ複数台を接続するホーム共通工事は提供していません。

光ファイバー(フレッツ・テレビ)による受信については、NTT東日本までお問い合わせください(電話:0620-96110)。

※フレッツ・テレビのご利用には、NTT東日本の「フレッツ 光ネクスト」もしくは「Bフレッツ」の契約が必要となります。

フレッツ・テレビなら
 いろんなテレビ放送が
 楽しめるんだね。



フレッツ・テレビがオススメです。



地上/BSデジタル放送が視聴できる。

- 地上/BSデジタル放送、地上/BSアナログ放送が視聴できます。
 - いまお使いのテレビのままでもすぐにご利用いただけます。^{※1}
 - デジタルハイビジョンも視聴できます。
- ※1 地上/BSデジタル放送を視聴する場合、対応テレビまたは対応チューナーが必要です。



光回線が不要。

- 光回線で受信するので、アンテナの設置工事は不要です。
 - 周辺環境の影響を受けにくく、クリアな映像が楽しめます。
 - 戸建ならずすべての部屋で専用端末を設けずに地上/BSデジタル放送が視聴できます。^{※1}
- ※1 複数の部屋で地上デジタル放送等を視聴される場合にはホーム共設工事(株)オプション(有料)またはお客さま手配)が必要です。 ※ フレッツ光のマンションタイプ光回線方式でフレッツテレビをご利用いただく場合、テレビ視聴会を視聴するホーム共設工事は提供しておりません。



スカパー!が利用できる。

- フレッツ光月額利用料にフレッツテレビの月額利用料682.5円(税込)^{※1}※2をプラスすることで、地デジ対策ができます。
- ※1 スカパー!光施設利用料210円(税込) ※2 NHKの受信料が含まれません。



オプション契約で、あのスカパー!の多彩なチャンネルも楽しめます。

アンテナ不要

BSフレッツテレビ[®] スカパー!e2

- 専用端末不要
- 人気のチャンネルが1つから選べる
- 約70chの専門放送が楽しめる

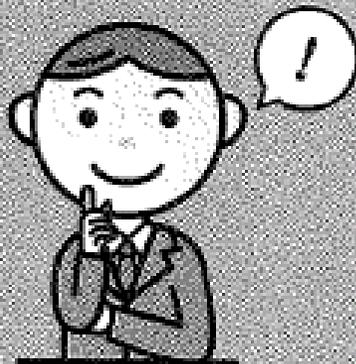
CSフレッツテレビ[®] スカパー!光

- 最大280chが楽しめる
- おトクなバックプランが選べる

※「フレッツ・テレビ」での「スカパー!e2」のご利用には、「フレッツ光」および「フレッツ・テレビ」の契約に加え、「スカパー!e2」の加入申し込みが必要です(各チャンネルの委託放送事業者との契約となります)。なお、「スカパー!e2」の基本料およびお選びになった専門チャンネルの視聴料はスカパー!JSAT株式会社から請求させていただきます。 ※「フレッツ・テレビ」を利用して「スカパー!e2」をご覧になるにはデジタル対応テレビ・レコーダーなど、110度CSデジタルチューナー内蔵機器が必要となります。 ※「フレッツ・テレビ」を利用して「スカパー!光」の専門チャンネルをご覧になるには、テレビ1台ごとに「スカパー!光」のCSデジタルチューナーが必要ですが別途、「スカパー!光」のCSデジタルサービス基本料、「スカパー!光」のCSデジタルチューナーレンタル料、視聴料がかかります。 ※ 契約されるコースにより、視聴できるチャンネルは異なります。

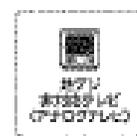
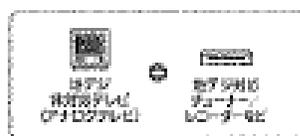


いま持っている機器で
フレッツ・テレビは
すぐ始められるんだね。



お申し込みいただく前に、 次の項目をチェックしましょう。

Q1 現在お持ちの機器はどれですか？



地上・地上デジタルテレビが
見られる機器です。

地上・地上デジタルテレビ
が見られる機器です。

※P1/P2/P3は地上デジタルテレビの規格です。

地上デジタルテレビまたは地上デジタルテレビ
対応機器は、すぐに地上デジタルテレビが見られます。

Q2 テレビ端子の形はどれですか？

- テレビ端子とは、各部屋でテレビと接続する接続口のこと。
- フレッツ・テレビは「F型端子」のみ対応となります。
(黒鉛端子、フィーダー端子は取り替えが必要です)



フレッツ・テレビ対応



フレッツ・テレビ非対応
(取り替えが必要となります。)



フレッツ・テレビ非対応
(端子を取り替えが必要となります。)

気になるフレッツ・テレビの料金は [こちら](#)

